

講義1

高齢者虐待対応と権利擁護

(一社)権利擁護支援プロジェクトともす
代表理事 川村孝俊

1

本講義の構成

- 早期発見のための虐待のとりえ方
- 調査結果からわかる傾向
- 高齢者虐待対応の基本的考え方
- 権利擁護として的高齢者虐待対応

* 略語一覧、参考文献は、最後に掲載

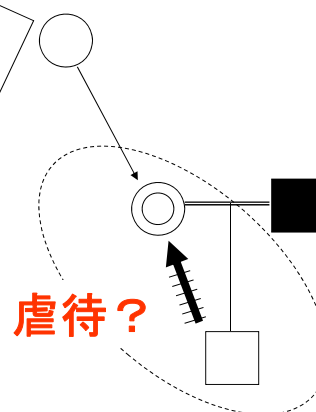
2

早期発見のための虐待のとりえ方

3

ある近隣住民から・・・

1年ほど前に息子さんと一緒に住むようになった女性がいます。この間訪ねていったら同じ事を何度も何度も言っていて、「認知症ではないか・・・」と心配になりました。同居の息子さんに「一度病院にいったらどうか、役所に相談したらどうか」と言ってみましたが、「歳のせい、うちのことに関わってくれるな」と嫌な顔をされました。夜になると息子さんがお母さんを怒鳴っている声が聞こえてきます。心配だけど、家の中のことなので、拒否されたら無理には関わられません。



虐待？

高齢者虐待防止法誕生の背景

- 民事不介入・・・家の中の揉め事に警察は関わらない
- 介護保険制度の成立により、措置から契約へ
・・・行政が関わらない



よって地域では「助けて」と言えない高齢者の権利侵害に積極的に対応することが「難しい」まま「困難」ケース化

↓ 各種の調査で虐待があることが明らかに・・・

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行(平成18年4月)

高齢者虐待防止法には、虐待を理由にした処罰規定がある??

■ 目的は高齢者の尊厳保持、権利利益の擁護

- 虐待者を罰するためのものではなく、虐待を理由に処罰を定めた規定は、高齢者虐待防止法には存在しない
- 養護者(虐待者)への支援をも謳った法律

■ 養護者による虐待の対応責務は区市町村に有り

地域包括支援センターが専門機関として事務を委託され対応を担う

- 「養護者」とは、「高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のもの」。金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)。同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が該当する場合がある。(厚労省マニュアル(H30)P2より) 「お役立ち帳 改訂版」p.2
- 「高齢者(法律上は65歳以上の者を指す)を現に養護する者」のことで、高齢者を養護している(あるいは養護することが期待される)同居・近居の親族等を指す

((一財)長寿社会開発センター地域包括支援センター運営マニュアル2訂平成30年6月P16より)

■ 養介護施設従事者等による虐待の対応責務は区市町村・都道府県に有り

- 「養介護施設従事者等」とは、介護保険法、老人福祉法で設置されている施設や事業で業務に従事しているものを指す

高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方

一般的にイメージする虐待
(事件性のある虐待)

〔虐待の種別〕

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 放棄放任
- 性的虐待
- 経済的虐待

「自覚」「悪意」は問わない。「いじめてやろう」「虐げよう」と思っているかどうかは、無関係

高齢者虐待防止法が規定した高齢者虐待
(自覚を問わないため、広範囲)

一般的に「虐待の小さな芽」と感じるような事例も、高齢者虐待防止法上は、高齢者虐待にあたる

深刻な虐待の事件になる前に、早期に区市町村が責任をもって対応

大淵修一監修『高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック』法研出版,2008,p.26より、一部改変

© i-advocacynet 2018

7

不適切な扱い、不適切ケアから虐待をとらえる

■ 高齢者虐待とは、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」

「厚生労働省マニュアル(H30)」p.3より引用

「お役立ち帳 改訂版」p.2

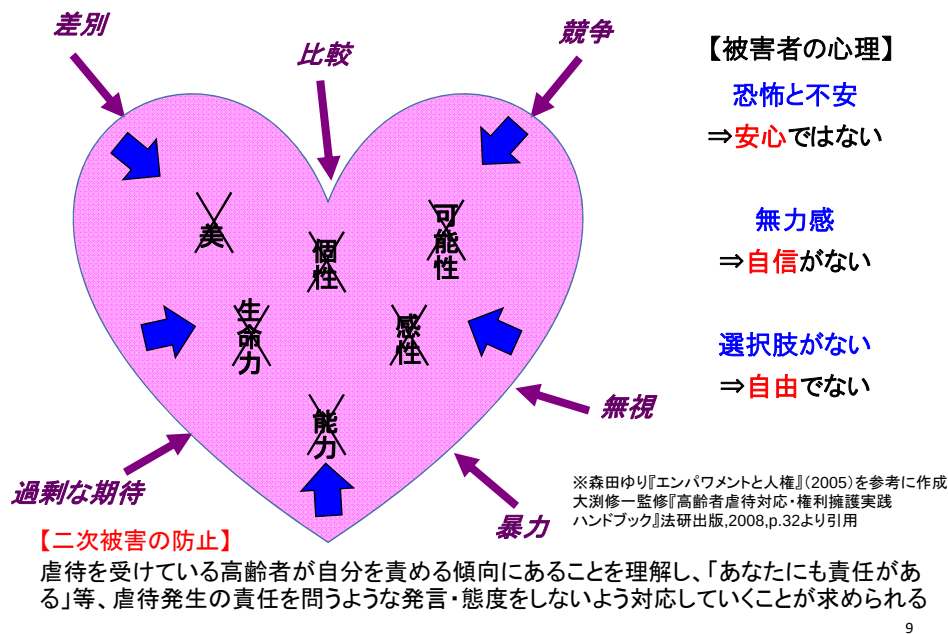
■ 諸外国では、「虐待は【マルトリートメント】を含む」という概念が一般化している。諸外国における「マルトリートメント」とは本来「不適切ケア」を意味する言葉であり、身体的、性的、心理的虐待及びネグレクトに相当している。

参考)「事例分析検討委員会報告書」p.59

© i-advocacynet 2018

8

パワレス状態への理解と二次被害の防止



身体的虐待とは

「お役立ち帳 改訂版」p.4

養護者が

■ 暴力的行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為

- ・殴る。蹴る。
- ・平手打ちする。つねる。
- ・やけど・打撲させる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。

■ 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為

- ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
- ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。

法文上も「外傷の生じるおそれのある暴行」

「厚生労働省マニュアル(H30)」p.5より引用

■ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為

- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリの強要。
- ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。

■ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

- ・ベッドに縛り付ける。つなぎ服を着せる。
- ・意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。
- ・外から鍵をかけて閉じ込める。
- ・中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。

「厚生労働省マニュアル(H30)」p.5より引用

*** ケアマネジャーやヘルパーが主体の身体拘束がある場合には、事業所が所在する区市町村に通報しなければならない。(法21条)**

心理的虐待とは

「お役立ち帳 改訂版」p.5

養護者が

■ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・侮辱を込めて、子どものように扱う。
- ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。

「厚生労働省マニュアル(H30)」p.6より引用

介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)とは

「お役立ち帳 改訂版」 p.4

養護者が

■ **意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。**

- ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣類、寝具が汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。

「厚生労働省マニュアル(H30)」p.5より引用

介護・世話の放棄・放任の 判断ポイント

■ **介護・世話の放棄・放任によって、高齢者の生活環境や身体・精神状態が悪化し見過ごせない状態か？**

- 介護・世話の放棄・放任の虐待では、虐待している者の7割が虐待しているという「自覚なし」
- 介護・世話についての知識や技術、能力、体力や経済力、時間が不十分であるために不本意ながら高齢者の尊厳を損なうような生活に陥っていることも多い
- 一方で、意図的に必要な介護・世話を行わない深刻な事例もある

参考)「東京都マニュアル」p.9

(介護・世話の放棄・放任の具体例の続き)

■ 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。

- ・徘徊や病気の状態を放置する。
- ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
- ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。

■ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。

- ・孫が高齢者に対して行う暴行や暴言行為を放置する。 「厚生労働省マニュアル(H30)」p.5より引用

性的虐待とは

「お役立ち帳 改訂版」 p.5

養護者が

■ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する
- ・人前で排泄行為をさせる。オムツ交換をする
- ・性器を写真に撮る、スケッチをする
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する
- ・わいせつな映像や写真を見せる
- ・自慰行為を見せる など

「厚生労働省マニュアル(H30)」p.6より引用

経済的虐待とは

「お役立ち帳 改訂版」 p.5

養護者および
養護しない親族(別居等)が

■本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を無断で使用する
- ・入院や受診、介護保険サービスに必要な費用を支払わない など

* 養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する

「厚生労働省マニュアル(H30)」p.6より引用

* そのため、入院費用の滞納の継続、施設利用料の滞納の継続も、経済的虐待があると思われる事例として、対応が求められる

経済的虐待の判断ポイント

■家族が本人の財産を管理することについて高齢者が納得しているか？

■財産の管理について高齢者の意思に基づいているか？



■合意せざるを得ない状況におかれていないか？

怯えは？

■本人の意思が表面的なものである可能性は？

諦めは？

■高齢者本人の生活や医療・介護に支障が出ていないか？

<高齢者の判断能力が不十分な場合>

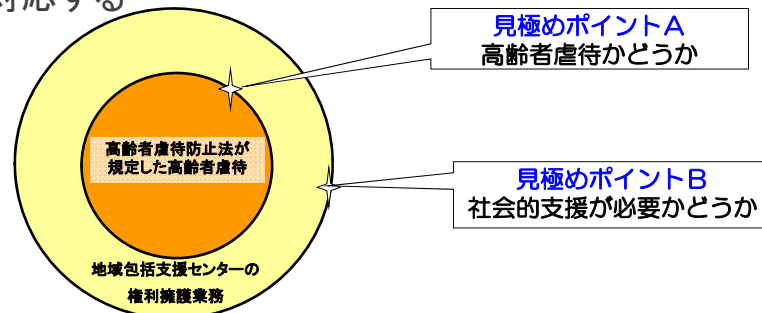
■財産を管理している本人との関係は良好か？

■客観的にみて本人の利益にかなっているかどうか？

参考)「東京都マニュアル」p.8

虐待になってからしか対応しない？

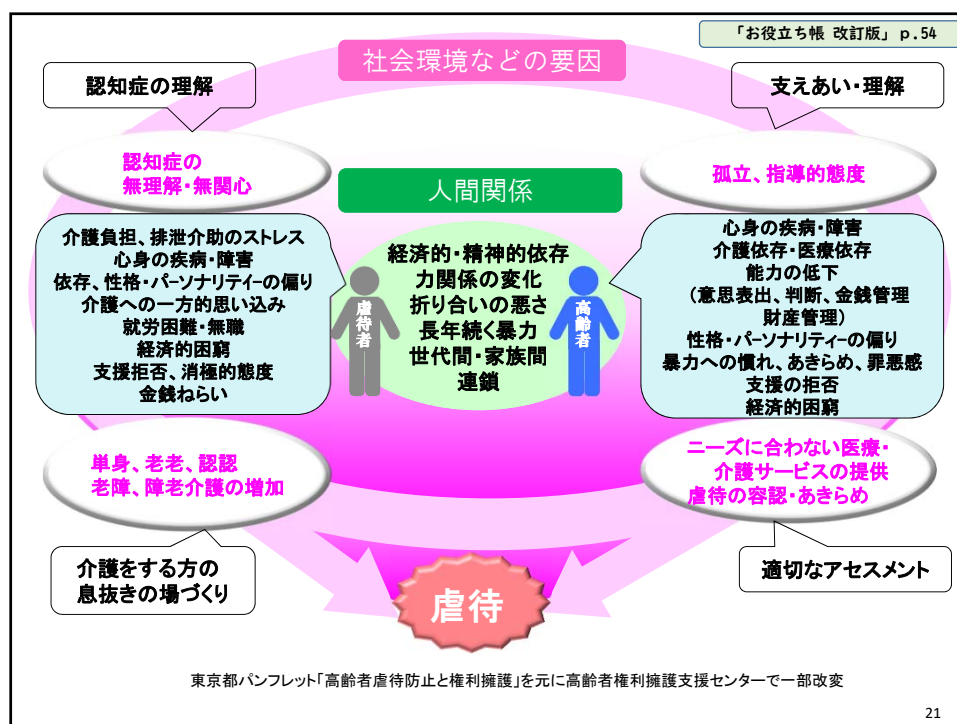
- 対応の基本は高齢者虐待の未然防止
- 虐待になるのを待ってからの対応ではなく、虐待ではなくても、地域包括支援センターの「権利擁護業務」として対応する



大淵修一監修『高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック』法研出版,2008,p.27より、一部改変

虐待であることの判断と告知

- 高齢者虐待であるという「虐待の判断」は、**客観的事実に基づいて、区市町村と地域包括支援センターとで判断**するもの
- 児童虐待防止法上の「保護者への指導」と、高齢者虐待防止法上の「**養護者への相談、指導、助言**」の違いがあるため、サポート型な対応もとっている
 - 親権と扶養義務のちがいが
 - 高齢者虐待の場合、「虐待である」という告知を養護者(虐待者)に必ずしもしているとは限らない
- 「虐待」という言葉から「相続廃除」(民法892条)を連想する養護者もいて、「虐待」という言葉の安易な使用には慎重になっている



高齢者虐待防止法で認められている 区市町村権限の行使

- 老人福祉法上のやむを得ない事由による措置及び
そのための居室の確保（第9条2項、第10条）
 - 契約ではない、行政処分としてのサービス導入
 - 入所だけでなくショートステイやデイサービス等も可
 - 本人の同意は原則は必要、家族の同意は不要
 - 独居認知症の人、このままでは虐待になりそうな事例にも措置は適用可
 - 本人の生命・身体 の保護のため必要があれば躊躇すべきではない
- 面会制限（第13条）
 - 高齢者虐待防止法に基づく面会制限は、上記の措置のうち老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号をとった場合のみ適用
- 立入調査及び警察署長への援助要請（第11、12条）

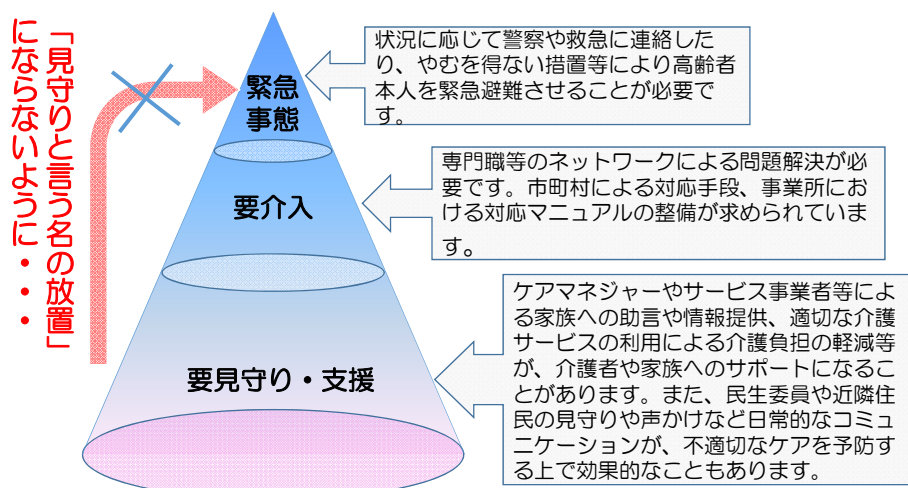
「生命・身体に重大な危険が生じているおそれ」
- 成年後見制度の区市町村長申立（第9条2項、第27条2項）

22

どんな対応があるのか？

- 在宅を継続しながら虐待を解消した事例
- 施設入所後、新たな関係を築いた事例
- 施設への措置入所、第三者後見人選任によって完全に分離した事例
 - 後見人によって、新たな関係を築いた事例
 - 後見人選任後も関係が修復できない事例

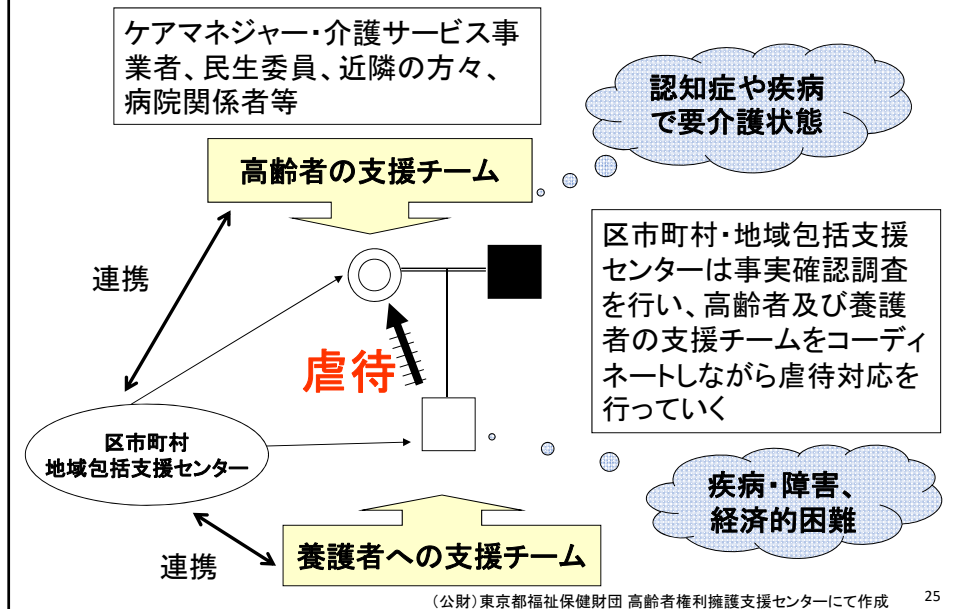
虐待の程度に応じた対応方法



東京都パンフレット「高齢者虐待防止と権利擁護」を参考に(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センターにて作成

見守り支援を行う場合は、モニタリングと評価・見直しを行い、必要時には介入を行うことが求められる。

養護者による高齢者虐待対応のイメージ



目指すべき虐待対応の終結

- 「虐待が解消されたこと」、「安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」が確認できたこと。

(厚生労働省マニュアル(H30) p.71より)

- 「虐待の解消」+「(高齢者の)安心した生活のための環境整備が確認できた時点」(社会福祉士会手引きp.112より)

□ 分離して終わりとは限らない

家族等への支援

「お役立ち帳 改訂版」p.65

- 養護者との信頼関係を確立する
 - 養護者を含む家族全体を支援する視点に立ち、信頼関係を確立するよう努める
- 介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう
 - 介護保険サービスや各種地域資源の利用を勧める
 - 介護講習会や家族会への参加、レスパイトケアの活用
- 養護者自身の抱える課題への対応
 - 疾患や障害、経済等の課題を抱えている場合は、適切な機関へつなぐ
*（養護者によるクレームと養護者支援は区別して対応）
- 家族関係の回復・生活の安定
 - 支援の最終目標は、家族関係の回復や生活の安定

（厚生労働省 マニュアル（H30） p.72～73）

セルフ・ネグレクト(自己放任)

一人暮らしなどの高齢者で、**認知症やうつなどのために生活能力・意欲が低下**し、極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができない等、客観的にみると本人の人権が侵害されている事例（「東京都高齢者虐待対応マニュアル」p.1より引用）

- ①判断能力が低下している場合
- ②本人の健康状態に影響が出ている場合
- ③近隣との深刻なトラブルになっている場合など

（参考）「お役立ち帳 改訂版」p.3には「厚労省マニュアル（H30）」で整理されている内容の掲載もあり

（（社）日本社会福祉士会『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための
↓
養護者による高齢者虐待対応の手引き』平成23年3月p.9より引用）

高齢者虐待防止法の虐待類型には含まれていない

地域包括支援センターの権利擁護業務として関わる、「虐待に準ずる対応」を行う

例）事実確認をして計画的支援を行う

老人福祉法による対応として、必要に応じ「やむを得ない事由による措置」や

「成年後見制度の首長申立」を行っていく

※老推発0710第2号「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の『セルフ・ネグレクト』及び消費者被害への対応について」平成27年7月10日厚生労働省通知

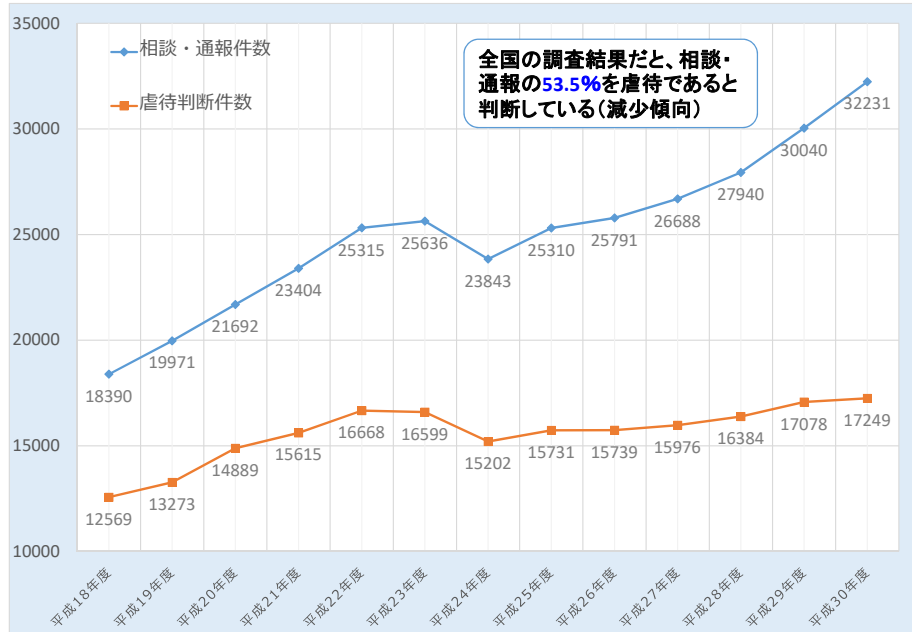
「お役立ち帳 改訂版」p.178

調査結果からわかる傾向

© i-advocacynet 2018

29

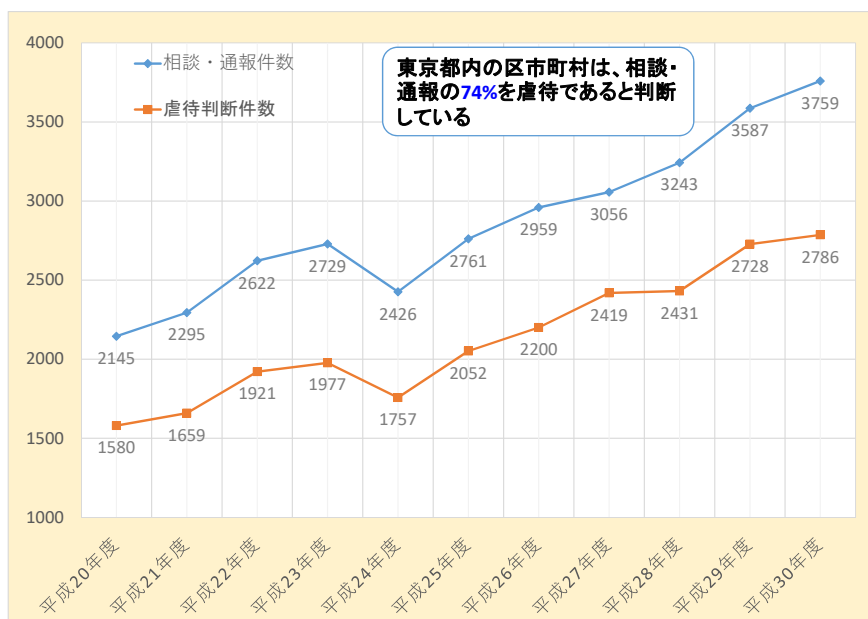
平成30年度までの相談・通報件数と虐待判断事例数（全国）



平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）の概要より引用

30

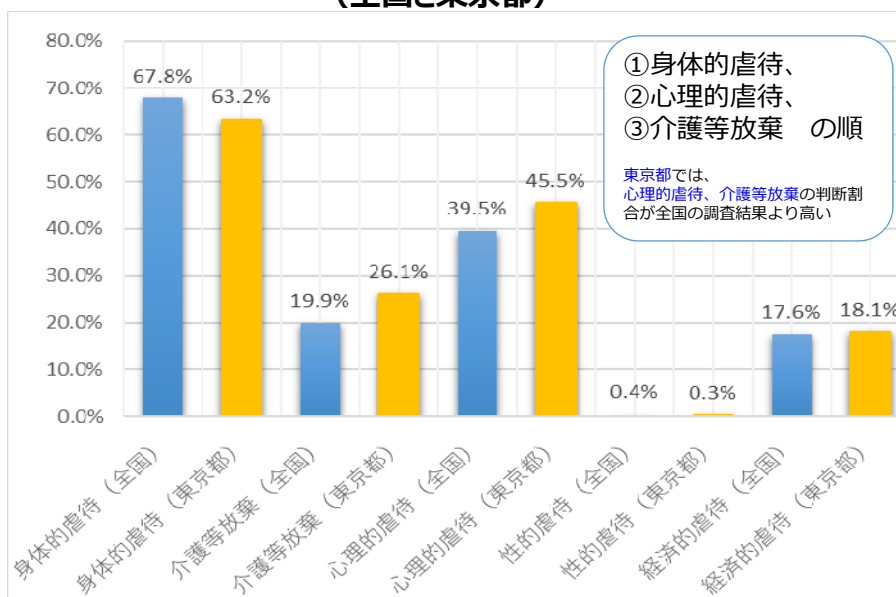
平成30年度までの相談・通報件数と虐待判断事例数（東京都）



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（東京都）を高齢者権利擁護支援センターにてグラフ化

31

平成30年度養護者による高齢者虐待 虐待行為の累計（全国と東京都）



平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省・東京都）より引用し、高齢者権利擁護支援センターにて比較

32

被虐待高齢者の状況①（全国・東京都）

【被虐待者の性別】		男性	女性	合計
全国	人数	4,198	13,488	17,686
	割合	23.7%	76.3%	100%
東京都	人数	688	2,147	2,835
	割合	24.3%	75.7%	100%

女性が約8割近くを占める
80～84歳が最も多い

【被虐待者の年齢】		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
全国	人数	1,713	2,421	3,634	4,307	3,470	2,120	21	17,686
	割合	9.7%	13.7%	20.5%	24.4%	19.6%	12.0%	0.1%	100%
東京都	人数	182	323	563	752	645	370	0	2,835
	割合	6.4%	11.4%	19.9%	26.5%	22.8%	13.1%	0.0%	100%

平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省・東京都）より引用し、高齢者権利擁護支援センターにて比較

33

被虐待者の状況②（全国・東京都）

【要介護認定】		未申請	申請中	認定済	非該当	不明	合計
全国	人数	4,631	576	11,982	421	76	17,686
	割合	26.2%	3.3%	67.7%	2.4%	0.4%	100%
東京都	人数	566	109	2,136	22	2	2,835
	割合	20.0%	3.8%	75.3%	0.8%	0.1%	100%

要介護状態にある高齢者だけが虐待を受けている訳ではないことに注意

【要介護状態区分】		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計	(再掲) 要介護3以上
全国	人数	854	981	2,925	2,608	2,234	1,514	828	38	11,982	4,576
	割合	7.1%	8.2%	24.4%	21.8%	18.6%	12.6%	6.9%	0.3%	100%	38.2%
東京都	人数	133	138	453	489	416	319	185	3	2,136	920
	割合	6.2%	6.5%	21.2%	22.9%	19.5%	14.9%	8.7%	0.1%	100%	43.1%

【要介護認定者の認知症日常生活自立度】		自立・ 認知症なし	I	II	III	IV	M	認知症はある が自立度不明	認知症の有無 が不明	合計	(再掲) 自立度II以上
全国	人数	1,058	2,096	4,161	3,034	875	201	317	240	11,982	8,588
	割合	8.8%	17.5%	34.7%	25.3%	7.3%	1.7%	2.6%	2.0%	100%	71.7%
東京都	人数	176	362	674	553	181	40	93	57	2,136	1,541
	割合	8.2%	16.9%	31.6%	25.9%	8.5%	1.9%	4.4%	2.7%	100%	72.1%

平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省・東京都）より引用し、高齢者権利擁護支援センターにて比較

34

虐待を行った養護者の状況（全国・東京都）

【続柄】		夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
全国	人数	4,047	1,197	7,472	3,316	709	226	412	615	735	11	18,740
	割合	21.6%	6.4%	39.9%	17.7%	3.8%	1.2%	2.2%	3.3%	3.9%	0.1%	100%
東京都	人数	574	212	1,158	669	85	23	97	73	129	2	3,022
	割合	19.0%	7.0%	38.3%	22.1%	2.8%	0.8%	3.2%	2.4%	4.3%	0.1%	100%

養護者と被虐待者との続柄は、全国は①息子、②夫、③娘の順。
東京都は①息子、②娘、③夫の順。

【年齢】		40歳 未満	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90歳 以上	不明	合計
全国	人数	1,436	3,246	4,645	1,553	1,522	1,404	1,485	1,441	734	231	1,043	18,740
	割合	7.7%	17.3%	24.8%	8.3%	8.1%	7.5%	7.9%	7.7%	3.9%	1.2%	5.6%	100%

東京都は養護者の年代については未発表

平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(厚生労働省・東京都より引用し
高齢者権利擁護支援センターにて比較

35

養護者による高齢者虐待の発生要因 平成30年度調査結果 上位10位（全国）

* 複数回答のあった9,637件の事例を集計

順位	発生要因	件数	割合
1	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	2,447	25.4%
2	虐待者の障害・疾病	1,757	18.2%
3	被虐待高齢者の認知症の症状	1,376	14.3%
4	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	1,214	12.6%
5	経済的困窮（経済的問題）	1,042	10.8%
6	虐待者の性格や人格（に基づく言動）	912	9.5%
7	虐待者の知識や情報の不足	841	8.7%
8	虐待者の精神状態が安定していない	722	7.5%
9	虐待者の飲酒の影響	534	5.5%
10	虐待者の介護力の低下や不足	466	4.8%

平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(厚生労働省)より、上位10位を引用 36

虐待者の続柄別にみた虐待の発生要因（全国）

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位
夫	虐待者の介護疲れ・介護ストレス 646 29.5%	被虐待高齢者の認知症の症状 410 18.7%	虐待者の障害・疾病 344 15.7%	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係 282 12.9%	虐待者の性格や人格（に基づく言動） 263 12.0%	虐待者の知識や情報の不足 201 9.2%
妻	虐待者の介護疲れ・介護ストレス 196 34.4%	被虐待高齢者の認知症の症状 101 17.8%	虐待者の障害・疾病 92 16.2%	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係 84 14.8%	虐待者の性格や人格（に基づく言動） 58 10.2%	経済的困窮（経済的問題） 46 8.1%
息子	虐待者の介護疲れ・介護ストレス 784 21.2%	虐待者の障害・疾病 707 19.1%	経済的困窮（経済的問題） 513 13.9%	被虐待高齢者の認知症の症状 460 12.5%	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係 392 10.6%	虐待者の性格や人格（に基づく言動） 327 8.9%
娘	虐待者の介護疲れ・介護ストレス 456 29.2%	虐待者の障害・疾病 380 24.4%	被虐待高齢者の認知症の症状 175 11.2%	経済的困窮（経済的問題） 175 11.2%	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係 172 11.0%	虐待者の精神状態が安定していない 159 10.2%

* 複数回答のあった9,637件の事例を集計（上位6位まで）

「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」（厚生労働省令和2年3月）p.87より発生要因と割合部分のみ一部引用

37

虐待等による死亡事例（平成30年度全国）

事件形態	殺人	虐待致死（ネグレクト除く）	ネグレクトによる致死	心中	その他	合計
人数	4	5	5	1	6	21
割合	19.0%	23.8%	23.8%	4.8%	28.6%	100.0%

【加害者】

続柄	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	その他	合計
人数	1	4	9	4	2	1	21
割合	4.8%	19.0%	42.9%	19.0%	9.5%	4.8%	100.0%

【被害者】

性別	男性	女性	合計	認知症の有無	あり	なし	不明
人数	11	10	21	人数	10	5	6
割合	52.4%	47.6%	100.0%	割合	47.6%	23.8%	28.8%

年齢	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人数	4	5	3	5	4	21
割合	19.0%	23.8%	14.3%	23.8%	19.0%	100.0%

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	自立	不明
人数	0	1	1	1	5	2	2	5	4
割合	0.0%	4.8%	4.8%	4.8%	23.8%	9.5%	9.5%	23.8%	19.0%

「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」（厚生労働省令和2年3月）p.97～100より一部引用

38

高齢者虐待対応の基本的考え方

支援の視点

■高齢者への支援の視点

□自己決定への支援

- ・ パワレス状態を理解した上で、受容・共感を繰り返しながら本人の意思表出の支援や自己決定の支援を行う

□本人保護と危機介入

- ・ 緊急性の意識を常に持ち、高齢者の生命や身体、財産が危機的状況におかれている場合には、区市町村の責任により「高齢者の安心・安全の確保」を優先させる

□高齢者が安心して生活を送るための環境整備

- ・ 「生活全体」「人生全体」を支える視点を持ち、虐待が解消した場合に高齢者が主体的に生きられるように支援する

■養護者への支援の視点

□高齢者と養護者の利害対立への配慮

- ・ 高齢者と養護者の支援をそれぞれ別の担当者によって行う

□虐待の発生要因と関連する課題への支援

- ・ 養護者に疾病・障害がある場合や介護負担があるような場合は、虐待を解消するために養護者支援に取り組む

□養護者支援機関へのつなぎ

- ・ 適切な機関につなぎ、支援が開始されるように関わる

参考)「社会福祉士会手引き」p.14～15

求められる「緊急性」への意識

- 「緊急対応」は110番対応、119番対応だけではない
 - 「何かあってから」ではなく「何か起こる前」をとらえる
 - 分離・保護の必要性(知らせて即分離は難しいことも)
 - 生命・生活存続のための、そのほかの緊急対応の必要性
 - 高齢者の財産の保護等の必要性
- 緊急対応について例示されているものだけを緊急性の目安にするのではなく、「本人の心身の状況」「養護者の心身の状況」「周囲の環境」の関係を**総合的に**とらえて、柔軟に緊急性を予測することが大切

緊急性が高いとされる状況例

- 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - すでに重大な結果を生じている。
 - ・頭部外傷(血腫、骨折)、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、**脱水症状の繰り返し**、重症のやけど、栄養失調、全身衰弱、**強い自殺願望**など
 - 感染症や重度の慢性疾患があるのに医療を受けさせていない。
 - うめき声が聞こえるなどの深刻な状況が予測される情報がある。
 - 器物(刃物、ビン、食器など)**を使った暴力の実施もしくは**脅し**がある。
 - 年金、預貯金の搾取や財産の使用制限によって、電気・ガス・水道等がストップしている。食料が底をついている。医療や必要な介護を利用させないことで状態が悪化している。
 - 自宅から締め出され、長時間戸外ですごしていることにより心身状況の悪化が見られる。

(公社)あい権利擁護支援ネット監修『事例で学ぶ「高齢者虐待」実践対応ガイド』中央法規,2013,p.117より

■本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある。

□虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている。

■うつ症状や解離状態の出現、養護者をみると**おびえる、震える**等

□家族の間で虐待の**連鎖**が起こり始めている。

■虐待が**恒常化しており、改善の見込みが立たない**。

□虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない。

□虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない。

□暴力や世話の放棄を繰り返し、支援機関との接触・助言に応じないまま状況を悪化させている。

■深刻に高齢者本人の保護を求めている。

□高齢者本人が明確に保護を求めている。

□高齢者本人から「**殺される**」「**〇〇(養護者)が怖い**」「**何も食べていない**」等の訴えがあり、実際にその兆候が見られる。

□養護者より「**何をするかわからない**」「**殺してしまうかもしれない**」等の訴えがあり、切迫感がある。

(公社)あい権利擁護支援ネット監修『事例で学ぶ「高齢者虐待」実践対応ガイド』中央法規,2013,p.118より

※「口に出して表現できているから大丈夫」というとらえ方をしないことに注意！

組織的な虐待対応の視点

■チームアプローチを意識する

□虐待が解消した後の生活の再構築まで視野に入れ、対応の段階に応じて、適切な機関とチームアプローチを行う。

■常に迅速な対応を意識する

□「いつまでに〇〇をする」という期限を決めて、組織決定をしていく。

■必ず組織的に対応する。必要な場合には、適切に権限を行使する

□訴訟リスクや情報開示請求への備えも必要となる。

□情報を整理し、共有・管理する枠組みが求められる。

■記録を残す

□高齢者虐待対応に関する会議や当事者等とのやり取りは全て記録に残し、適宜、組織的対応状況を共有する。

□記録を残し、説明責任を果たす(事後検証・権限行使等)

参考)「社会福祉士会手引き」p.15～16
「厚生労働省マニュアル(H30)」P21を参考に作成

比較衡量・利益衡量による判断

■「自己決定の尊重」と「安心・安全の確保の優先」との関係

□もしも、本人の決定が本人の安心・安全につながらないようなもので、本人の自己決定の支援の猶予のないような緊急性が高い状況の場合には、**「今の時点でどの対応をとることが、より『本人のためと言えるのか』を考える」視点**で対応する。

□つまり、今の時点で生じている本人への危険を回避するために、他に手段がないため、一時的に危機介入を行うことがある。

□ただし、危機介入によって本人の安心・安全が確保された際には、それ以降は本人の意思を尊重した自己決定への支援へと移行する。

□これらの判断の上では、本人の判断能力や理解力の程度、危機回避能力がどの程度なのかも、重要な情報である。

参考) (公社)あい権利擁護支援ネット監修『事例で学ぶ「高齢者虐待」実践対応ガイド』中央法規,2013,p.38

行政としてのリスクマネジメントの視点

■区市町村が法の求めている権限を行使せず適切な対応を行わなかった場合の法的責任について

区市町村が適切な権限行使をせず高齢者虐待の対応を放置した場合のように、**虐待対応をすべき作為義務があるのにその権限を行使せず、その結果高齢者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、区市町村は国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償の責任を負う可能性がある**

➢具体的な虐待対応の場面で、積極的に対応をすべき作為義務があるにもかかわらず、**区市町村が適切な対応をしないことは違法なことであるという認識**をもつことがポイントとなる

➢コアメンバー会議や虐待対応ケース会議などで、**区市町村として何をなすべきかという点を見極める**ことが必要

参考)「社会福祉士会手引き」p.21より引用

社会構造の中で虐待が発生しているという理解

■誰でも虐待に至る可能性があり、どこでも起こりうるという認識

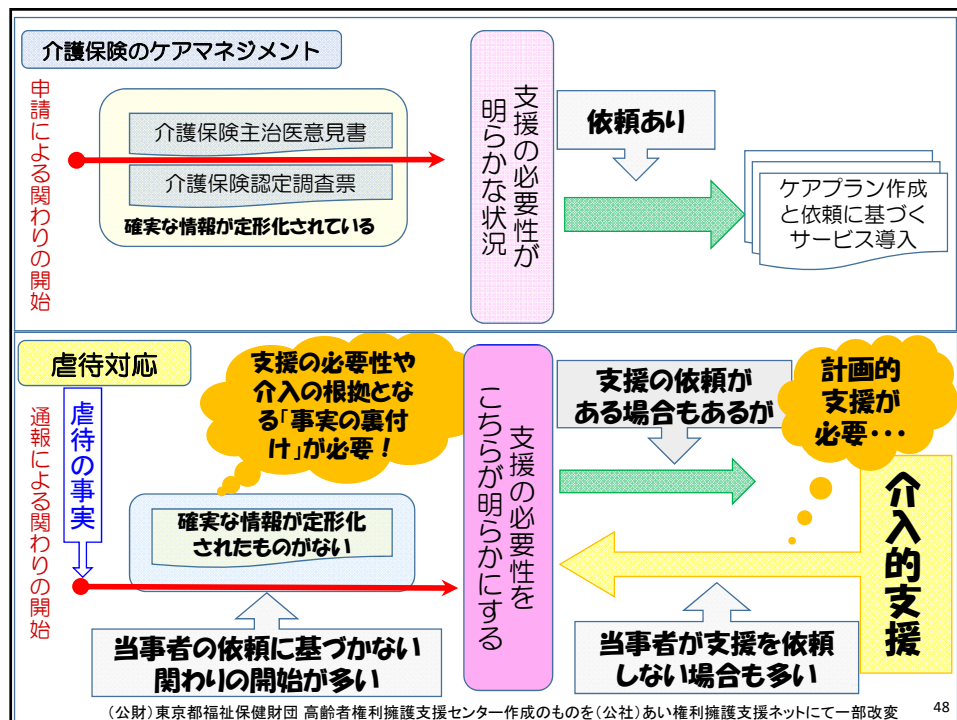
- 「〇〇ができない、だから『ダメな家族』』というレッテルが、家族も本人も追い詰める。

■どこでも起こりうることだけれど、「そのままにしてよいこと」ではないという意識

- そこにある「痛み」や「悲しみ」をそのままにしないために、迅速に行動する。それは、本人や家族を否定することではなく、新たな関係の構築支援となる。

© i-advocacynet 2018

47



48

介護サービス事業者等と 地域包括支援センターの役割の違いへの意識

■ケアマネジャー等は、契約に基づいて関わり、高齢者の**日常を支えるケア**を担当

(虐待対応中もケアを担当)

□高齢者虐待防止法における発見努力義務・通報義務、支援協力及び連携の役割

■区市町村・地域包括支援センターは、高齢者虐待防止法の法的責任に基づいて関わり、**虐待を解消するための計画**を担当

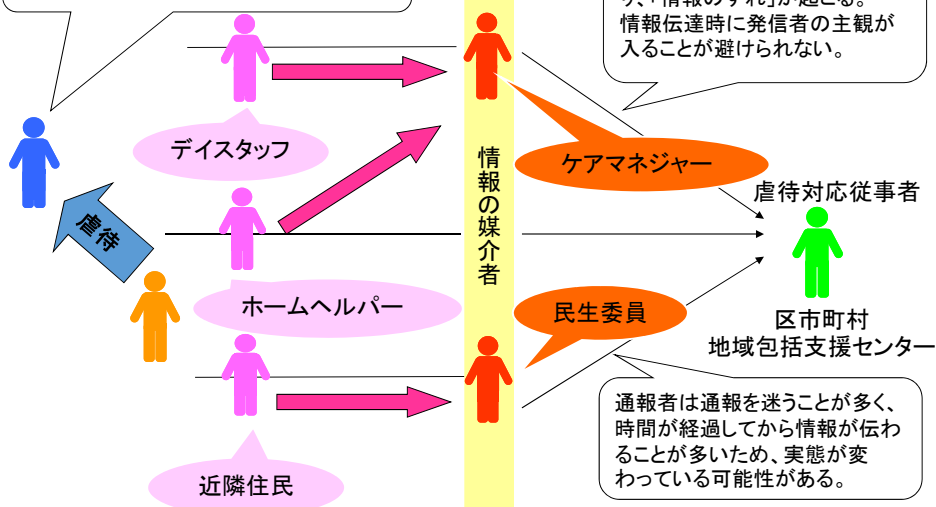
(ピンポイントの関わり)

□虐待対応における事実確認、支援計画の策定は地域包括・区市町村の役割

情報のずれを意識した対応

当事者が事実を語りたがらない、または事実を語るできないことが多い。

情報が人づてで伝わることにより、「情報のずれ」が起こる。情報伝達時に発信者の主観が入ることが避けられない。



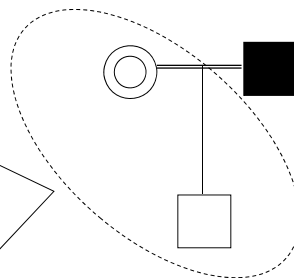
参考) (公社)あい権利擁護支援ネット監修『事例で学ぶ「高齢者虐待」実践対応ガイド』中央法規,2013,p.59

権利擁護としての高齢者虐待対応

強制的に分離するような緊急性の高い状況を待ち、当事者にとって不本意な状況で安全確保をするのではなく、早期発見、早期対応が本来目指している虐待対応である。

たとえば、本人の意思決定を尊重しつつ、世帯に対して以下を行うことが考えられる。

- 孤立した介護の防止
 - 介護者の認知症の理解を深める
 - 高齢者本人に適切な介護ができる環境を整える
 - 世帯への経済的困窮への支援
- 単なる虐待の解消を目指しているのではなく、高齢者の権利擁護としての対応を目指している。



虐待予防・早期発見につながると考えられること

- 要介護認定を受けているが介護保険サービス未利用者へのアウトリーチ
- 認定審査会での予防的訪問が必要な事例への付帯意見
- 支援が必要と思われる介護者（介護負担がある、疾病・障害がある、経済的困窮を抱えている）への予防的支援
- 男性介護者への支援⇒男性介護者教室への支援
- 孤立した介護の予防⇒要介護申請の際に、相談できる場所や緊急時に利用できるサービスについて知らせる仕組み
- 高齢者への研修
- 早期発見が可能な住民への啓発・働きかけ

など

53

権利擁護は社会的な支援

- 人が主体的に生き、自分で自分の権利を理解し実現し生活できるならば、行政による介入は必要ない。
- しかし自己決定を尊重する社会では、それが出来なくなった者（例えば認知症等の判断能力の低下があったり、パワレス状態にある者）は、他者から権利が侵されやすく自分の権利を行使できない状況におかれてしまう。
- この支援は社会的支援（ソーシャルワーク）であり、法律家等の役割とは違う専門性に基づく、生活全体と個別の人生を視野に入れた支援となる。
- 当事者主体の実現のためにも公的支援としての権利擁護は重要である。

54

アドボカシー(ADVOCACY)とは

本人が自らの意思を表明するよう支援すること
表明された意思の実現を権利として擁護していく活動

『社会福祉辞典』社会福祉辞典編集委員会編 大月書店より

アドボカシーは権利擁護の基本 (アドボカシーの日本語訳が権利擁護)

- 全ての人の自己実現、自己決定の権利を尊重し、支援すること
- 生存のみでなく、その人らしいそれぞれの価値観・幸福感に基づく地域生活の実現を目指す
- しかし、権利実現や行使が平等に実現できるわけではなく、その実体化のための専門職による支援が必要となる

55

厚生労働省 意思決定支援ガイドライン

- ① 高齢者の尊厳を支える **理念** としての **意思決定支援**
- ② その **具体化のため支援手法** 示す **ガイドライン**
- ③ **意思決定の法制度** としての **成年後見制度**

医政局総務課		老健局総務課	社会・援護局 障害保健福祉局
身寄りがない 人の入院及 び医療に係る 意思決定が 困難な人への 支援に関する ガイドライン	人生の最終 段階の医療の 決定のプロ セス ガイドライ ン	認知症の人の 日常生活や社会 生活における 意思決定支援の ガイドライン	障害福祉サー ビスの利用等に あたっての 意思決定支援 ガイドライン

令和元年度区市町村職員等高齢者権利擁護研修「養護者による高齢者虐待対応研修(基礎研修)」講義1 池田恵利子講師資料より引用 56

成年後見制度の活用

- 判断力の低下により自分では自身の最善の利益を実現できない場合に
- 本人の立場に立って、本人の**最善の利益**を法的に実行できる人(補助人、保佐人、後見人)を「**人としてつける**」こと



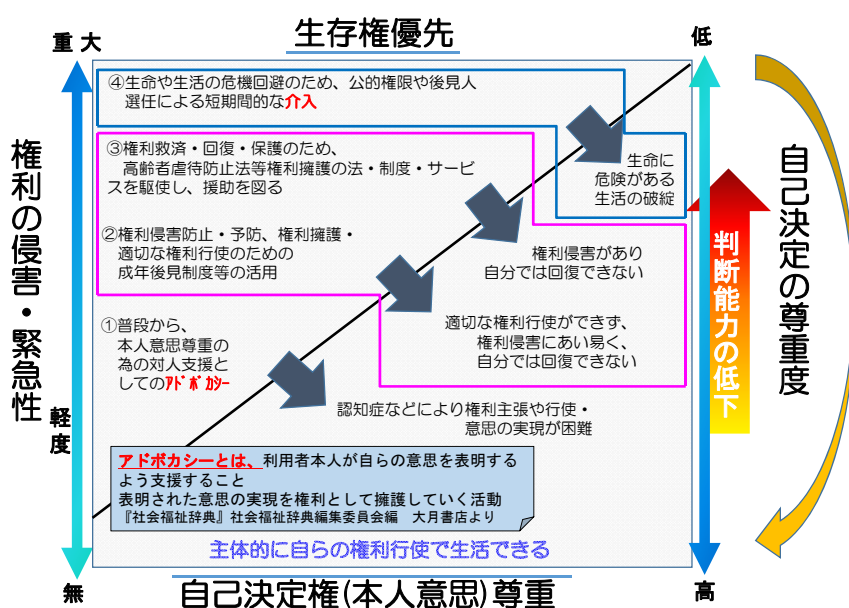
- ☆本人に必要なサービスの利用**契約を本人に代わって行う**ことができる
- ☆本人の個人**資産を本人のために活用**できる
- ☆サービス利用後のチェックや**苦情申立て**を通じて、本人の人権、権利を護る
- 財産管理、身上監護(身上の保護)**をととした「**その人らしさ**」に寄添う**支援**
本人の福祉(=幸せ)の実現を目指す

【身上配慮義務(民法第858条)】

本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状況及び生活状況に配慮しなくてはならない。

57

高齢者の尊厳を守る 権利擁護の全体像



58

虐待っていうのは可哀想？

- 虐待・・・abuse、maltreatmentは「不適切ケア」
- 虐待者を責めるためのものではなく、ひどい虐待の事件を防止するための公的支援を始めるための言葉
- 保健医療福祉関係者には早期発見努力義務・通報義務・高齢者の保護の施策に協力する努力義務があり、区市町村・地域包括支援センターには対応責務がある

私たちが気づき、行動することで
護れる権利、救える命がある

スライド中の略語一覧

- ・「厚生労働省マニュアル(H18)」・・・厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』(平成18年4月)
- ・「厚生労働省マニュアル(H30)」・・・厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』(平成30年3月改定)
- ・「東京都マニュアル」・・・東京都『高齢者虐待防止に向けた体制構築のために ―東京都高齢者虐待対応マニュアル―』平成18年3月
- ・「社会福祉士会手引き」・・・日本社会福祉士会『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』中央法規、2011
- ・*「社会福祉士会手引き」は、厚生労働省マニュアルと補完するものであるという事務連絡がだされている。(厚生労働省老健局高齢者支援課平成24年4月3日事務連絡「高齢者虐待の防止に向けた取り組みについて」)
- ・「事例分析検討委員会報告書」・・・東京都福祉保健局『東京都高齢者権利擁護推進事業 高齢者虐待事例分析検討委員会報告書』平成25年3月
- ・「お役立ち帳改訂版」・・・東京都福祉保健財団『区市町村職員・地域包括支援センター職員必携 高齢者の権利擁護・虐待対応 お役立ち帳令和2年5月改訂版』令和2年5月
- ・区市町村・・・区市町村における高齢者虐待防止法所管課
- ・地域包括支援センター・・・高齢者虐待対応の委託を受けた地域包括支援センター・サブセンター・在宅介護支援センター
- ・関係機関・・・上記の区市町村・地域包括支援センターを除く高齢者虐待対応に関わる機関

参考文献

厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』平成18年4月及び平成30年3月

東京都『高齢者虐待防止に向けた体制構築のために ―東京都高齢者虐待対応マニュアル―』平成18年3月

森田ゆり『エンパワメントと人権』解放出版社,1998

大淵修一監修『高齢者虐待対応・権利擁護 実践ハンドブック』法研出版,2008

日本社会福祉士会編『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』中央法規,2011

東京都福祉保健局『東京都高齢者権利擁護推進事業 高齢者虐待事例分析検討委員会報告書』平成25年3月

(公社)あい権利擁護支援ネット監修『事例で学ぶ「高齢者虐待」実践対応ガイド』中央法規,2013

(福)東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「平成28年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)報告書 高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業 報告書」平成29年3月

(一財)長寿社会開発センター地域包括支援センター運営マニュアル2訂平成30年6月

厚生労働省老健局「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」令和2年3月

61

事 務 連 絡
平成 24 年 4 月 3 日

各 都道府県 高齢者虐待防止担当（部）局 御中
指定都市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者虐待の防止に向けた取組について

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、最近、養介護施設従事者等による高齢者虐待事案が複数報道されたところです。

つきましては、施設の実地指導等の機会を捉えて「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、法。）」の趣旨を周知徹底するとともに、高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、養介護施設等職員に対する研修の機会の確保に努めるなど、養介護施設等における虐待防止の推進に特段の配慮をお願いいたします。

また、（社）日本社会福祉士会が、平成 22 年度の老人保健健康増進等事業により「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」を作成しましたが、平成 23 年度も同事業により「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」を作成し、都道府県、市町村に送付されたところです。

上記の手引きは、法施行後 5 年間の各自治体の実践の積み上げと体制整備の現状を反映させ、自治体における具体的な虐待への対応等について記載され、また市町村単独では対応が困難な事例等に対して、都道府県の市町村に対する支援の必要性が記載されているなど、平成 18 年 3 月に厚生労働省老健局が作成した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」を補完するものと考えておりますので、都道府県、市町村においても十分に活用してください。

なお、高齢者虐待に関し、社会的に影響が大きいと考えられる事案や刑事事件に発展する可能性がある事案等を都道府県、市町村において把握した場合については、事前に当室まで情報提供していただきますようお願いいたします。

併せて、管内市町村及び関係機関等に対する本文書の周知についてお願いいたします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

電 話：03-5253-1111（内線 3871）

直 通：03-3595-2168（夜 間）